傷害保険＋魅力いっぱいのオプション

（傷害総合補償保険特約付普通傷害保険・家族傷害保険＋団体傷害疾病保険）

今回の改定点

1．**基本補償の変更：普通傷害補償を充実させ、交通傷害補償をなくしました。**
　事故の内容にかかわらず支払われる保険金は同一です。
　現役社員と商品構成が同じになりました。

2．**保険料率の改定がございました。**
　昨年度より保険料が上がっております。

3．**お支払い保険金総額の増加に伴い、割引率が下がりました。**

加入タイプ別保険料

●おすすめ加入例

独身の東急花子さんは、基本補償個人タイプと、傷害オプションの個人賠償補償個人タイプ１億円に加入

●年間保険料

10,000円＋480円＝10,480円

●おすすめ加入例

奥様と２人暮らしの東急太郎さんは、基本補償夫婦タイプと傷害オプションのホールインワン・アルバトロス費用補償夫婦タイプ50万円コースと家財補償夫婦タイプ500万円コースに加入

●年間保険料

15,000円＋5,040円＋6,620円＝26,660円

●おすすめ加入例

４人家族の東急一郎さんは基本補償家族タイプと傷害オプションの個人賠償補償家族タイプ１億円と携行品補償家族タイプ30万円コースに加入

●年間保険料

25,000円＋480円＋1,620円＝27,100円

■取扱代理店　**東急保険コンサルティング(株)営業本部**
東京都渋谷区道玄坂1-21-14　　0120-109-601　担当／山口(笑)
■引受幹事保険会社　**三井住友海上火災保険(株)総合営業第6部第1課**
TEL：03-3259-3088　担当／南雲・八木

1 制度の特長

①高額補償で保険料が割安（約52%㊟割引）　※現役社員の方と同水準です。
②加入しやすい（保険料は年１回のゆうちょ銀行からの口座振替）
③皆さまのプランに合わせてさまざまな特約をご用意といった特長のある制度になっております。ご検討の上、是非この機会にご利用ください。

㊟保険金額はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険金額に変更される場合があります。この場合、死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

2 制度の概要

＊保険始期日時点で満79才までの方がご加入いただけます

傷害保険に魅力いっぱいのオプションをご用意。特約チョイスで幅広い補償！

基本補償
傷害保険（ケガの保険）

＋ プラス

傷害オプション
個人賠償補償　携行品補償　ホールインワン・アルバトロス費用補償　家財（生活用動産）補償

疾病オプション
疾病入院保険金＋疾病手術保険金

疾病オプション（疾病入院）にご加入の方のみ、更に選択できます。

＋ さらに
三大疾病診断保険金の追加特約もございます

3 ご加入の手続き

「ご退職者あんさんぶる加入申込票」に必要事項をご署名の上、同封の返信用封筒にて返送ください。

4 保険期間

平成22年12月１日午後４時から
平成23年12月１日午後４時までの１年間

5 保険料払込み

自動振替日は平成23年２月10日です。
（保険料は年１回ご指定のゆうちょ銀行口座から自動的に振替されます。）

6 ご継続にあたってのご留意点

この保険の保険期間は１年間となります。次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
◎著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払い、またはその請求があった場合
◎健康状況告知書Ａ欄に記載された疾病等により、保険金を支払った場合は、翌年度以降、継続加入できません。（疾病オプション）

7 制度をご利用いただける方

傷害保険の家族タイプと疾病保険の家族タイプでは被保険者の範囲が異なります。ご注意ください。

個人タイプの被保険者の範囲

【下記①～②の要件を充たす方のうち、記名された方が被保険者となります】
①東急グループ各社退職者ご本人またはその他親族※
※本人の配偶者・お子さま・ご両親・ご兄弟姉妹・同居のご親族をいいます。
②疾病オプションの場合、加入申込票の健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方

【家族タイプの被保険者（補償の対象者）の範囲】
×印の方は被保険者の対象外となりますのでご注意ください。

	本人	配偶者	その他家族	
			生後15日以上満25才未満	左記以外
傷害保険	○	○	○	○
疾病オプション	○	○	○	×

家族タイプの被保険者の範囲

【東急グループ各社退職者ご本人が加入すれば、下記①～②の要件を充たす方が自動的に全員被保険者となります】
①東急グループ各社退職者本人との関係
●本人
●本人の配偶者
●本人または配偶者と生計を共にする同居の親族（6親等内の血族、3親等内の姻族）
●本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚（婚姻歴のない方）の子（別居中の学生等）
（注）ただし、疾病オプションでは、ご本人、配偶者以外で生後15日未満または満25才以上の方は補償対象とはなりません。年令は病気による入院の開始時点の満年令で判定します。
②疾病オプションの場合、加入申込票の健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方

基本補償（普通傷害保険、家族傷害保険）

■日本国内外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故による、さまざまなケガ（病気は対象外）で医師のもとでの入院、通院、また死亡・後遺障害について補償します。
■個人タイプ、夫婦タイプ、家族タイプの３タイプをご用意しました。

タイプ	個人タイプ 本人またはご家族のうち、一人ずつ記名された方が対象となります	夫婦タイプ 本人が加入すれば自動的に配偶者も対象となります	家族タイプ 本人が加入すれば自動的にご家族全員が対象となります（※）
セット名	１Ａ	２Ａ	３Ａ
年払保険料	**10,000円**	**15,000円**	**25,000円**
保険種類／保険金額	普通傷害保険	家族傷害保険	家族傷害保険
死亡・後遺障害	857万円	528.5万円	207.5万円
入院保険金日額	4,500円	4,500円	4,500円
通院保険金日額	2,500円	2,500円	2,500円

（注）手術保険金は、入院保険金をお支払いする場合で手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍、40倍をお支払いします。
※家族には本人、配偶者、本人または配偶者と生計を共にする親族、本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子を含みます。なお、下記疾病特約の家族には上記対象者の内、本人・配偶者以外の方で生後15日未満または満25才以上の方は対象となりませんのでご注意ください。

こんなときにお役に立ちます

●自宅の階段でケガ

●料理中にヤケド

●スキーで足を骨折

●テニスプレー中転倒

疾病オプション（団体傷害疾病保険）

割安な保険料で病気への備えができます!!

（注）疾病オプションにご加入いただく際には同一タイプの基本補償（傷害保険）に必ずご加入ください。また疾病オプションの追加特約（三大疾病診断保険金）にご加入される場合には、疾病オプション（疾病入院）に必ずご加入ください。追加特約のみのご加入はお引受できません。

■日本国内外を問わず、さまざまな病気による入院を補償します。（日帰り入院も補償します。支払限度日数は180日、支払対象期間は1,000日となります。）
■疾病入院保険金をお支払いする場合でその病気の治療のために疾病入院保険金の支払対象期間（1,000日）中に所定の手術※を受けられた場合または保険期間中に疾病の治療のために所定の手術※を受けられた場合、疾病手術保険金が支払われます。
※「所定の手術」とは、病院または診療所で受けた手術で、かつ、約款に手術名が列挙されている手術をいいます。
■さらに追加特約に加入することによって、三大疾病診断保険金が支払われます。

保険金額

疾病オプション：
①疾病入院保険金日額　5,000円
②疾病手術保険金　[疾病入院保険金日額]×[手術の種類に応じてそれぞれ定められた倍率(10倍、20倍、40倍)]
（注）同時に２種類以上の手術を受けた場合はそのうち最も高い倍率となります。
追加特約：三大疾病診断保険金額　100万円

〈年払保険料〉

本人年令	個人タイプ 疾病オプション	個人タイプ 追加特約	夫婦タイプ 疾病オプション	夫婦タイプ 追加特約	家族タイプ 疾病オプション	家族タイプ 追加特約
セット名	１Ｓ	１Ｔ	２Ｓ	２Ｔ	３Ｓ	３Ｔ
30〜34才	3,760円	2,880円	7,070円	5,760円	11,010円	10,790円
35〜39才	4,790円	2,880円	8,590円	5,760円	12,530円	10,790円
40〜44才	5,400円	3,590円	9,890円	7,180円	13,830円	12,210円
45〜49才	5,680円	5,030円	10,540円	10,060円	14,480円	15,090円
50〜54才	8,640円	8,800円	15,030円	17,600円	18,970円	22,630円
55〜59才	12,870円	14,900円	22,390円	29,800円	26,330円	34,830円
60〜64才	18,200円	24,870円	31,870円	49,740円	35,810円	54,770円
65〜69才	23,400円	37,160円	41,580円	74,320円	45,520円	79,350円

29才以下の方または、70才以上の方で、疾病オプションをご希望の方は、個別にお問い合わせください。上記の「本人年令」は平成22年12月１日現在での年令になります。

傷害オプション（傷害総合補償保険特約）

※オプションのみのご加入はできません。必ず基本補償とセットでご加入ください。（基本補償の同一タイプでの加入のみとなります）

個人賠償補償

■日常の賠償事故を補償します！

保険金額	年払保険料		
	個人タイプ	夫婦タイプ	家族タイプ
セット名	A	H	H
1億円	480円		

※免責金額なし
※個人賠償は本人が加入すれば、その配偶者、本人または配偶者と生計を共にする同居の親族、本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子まで対象となります。
※補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にあると補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

こんなときにお役に立ちます

●買い物中過って商品をこわした

●ゴルフボールが他人にあたった

携 行 品 補 償

■国内外を問わず、自宅の外で携行している身の回り品の盗難・破損事故等を補償します！

保険金額	年払保険料		
	個人タイプ	夫婦タイプ	家族タイプ
セット名	B	I	O
15万円	550円	660円	840円
セット名	C	J	P
30万円	1,050円	1,260円	1,620円

※ 免責金額3,000円

こんなときにお役に立ちます

●カメラを落としてこわしてしまった

●スーツケースの盗難

ホールインワン・アルバトロス補償

■ホールインワン・アルバトロスを国内で達成した際の各種費用を補償します！
■ゴルファーの用品は携行品にてカバーされます。
是非セットでご加入ください！

保険金額	年払保険料		
	個人タイプ	夫婦タイプ	家族タイプ
セット名	D	K	Q
50万円	3,360円	5,040円	8,010円
セット名	E	L	R
100万円	6,720円	10,080円	16,010円

※ 免責金額なし

こんなときにお役に立ちます

● ホールインワン達成時の各種費用

家財（生活用動産）補償

■ご自宅の生活用動産が火災、盗難等に遭った場合の損害を補償します！

保険金額	年払保険料		
	個人タイプ	夫婦タイプ	家族タイプ
セット名	F	M	S
500万円	6,480円	6,620円	6,960円
セット名	G	N	T
1,000万円	10,120円	10,330円	10,870円

※ 免責金額3,000円

こんなときにお役に立ちます

●火災で家財が焼失してしまった

●盗難

「あんさんぶる」加入申込票　兼　健康状況告知書　記入例

加入タイプ別保険料

おすすめ加入例	年払保険料
奥様と２人暮らしの東急太郎（64才）さんは、基本補償の夫婦タイプ（2Aセット）＋疾病オプション夫婦タイプの「疾病オプション（2Sセット）」と「追加特約（2Tセット）」＋傷害オプション個人賠償補償夫婦タイプの「１億円（Hセット）」＋傷害オプション携行品夫婦タイプの「15万円（Iセット）」に加入	15,000円＋31,870円＋49,740円＋480円＋660円 ＝合計97,750円

東急グループ「ご退職者あんさんぶる」加入申込票兼健康状況告知書

〈普通傷害保険、家族傷害保険、団体傷害疾病保険〉

※印の項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項（告知事項）です。
事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認のうえご回答（記入）ください。

000	AAA	020	994		
R393	03	☒	—	LF	354③

017

お申込人

- 加入申込日 010　平成 22 年 11 月 1 日
- 012 〒101-8011
- フリガナ 317　トウキョウト　チヨダク　カンダスルガダイ　3-9
- ご住所　東京都千代田区神田駿河台3-9
- 011 電話番号　ご自宅（ 03 ）3210 － 9876
- フリガナ 307　トウ キュウ　タ　ロウ
- お名前　フルネームでご署名ください。　東急　太郎　341
- 「ご加入内容確認事項」について確認するとともに、個人情報の取扱いに同意のうえ加入を申し込みます。
- 982 性別　①男　②女（①に○）
- 980 生年月日　大正Ⓣ　昭和Ⓢ 21年10月1日（Ⓢに○）
- 年令　64才
- ご家族　2人

保険期間
平成22年
12月1日から
1年間

＜お申込み方法＞ お申込みするコースに○印を付けてご提出ください。その場合、加入者の全項目につきご記入ください。

欄外◆印参照　裏面右下参照

◆続柄のご説明　1：本人　2：配偶者　3：こども　4：両親　5：兄弟　6：同居の親族

傷害保険・基本補償	符号 390	被保険者氏名<カタカナ>	続柄 L18	職業名・職種名 ※ 576	職種コード ※ 312	級別 573	傷害オプション ご加入コース 572 ①	個人賠償	携行品		ホールインワン		家財	
個人タイプ 020 01	ご本人 1	申込人ご本人	①				10,000円 300 1A	1億円 300 A	15万円 300 B	30万円 300 C	50万円 300 D	100万円 300 E	500万円 300 F	1000万円 300 G
	ご家族 2	J04					10,000円 300 1A	1億円 300 A	15万円 300 B	30万円 300 C	50万円 300 D	100万円 300 E	500万円 300 F	1000万円 300 G
	ご家族 3	J04					10,000円 300 1A	1億円 300 A	15万円 300 B	30万円 300 C	50万円 300 D	100万円 300 E	500万円 300 F	1000万円 300 G
夫婦タイプ 020 12	ご本人 1	申込人ご本人	①	ムショク	91	A	**15,000円**（○） 300 2A	**1億円**（○） 300 H	**15万円**（○） 300 I	30万円 300 J	50万円 300 K	100万円 300 L	500万円 300 M	1000万円 300 N
家族タイプ 020 12	ご本人 1	申込人ご本人	①				25,000円 300 3A	1億円 300 H	15万円 300 O	30万円 300 P	50万円 300 Q	100万円 300 R	500万円 300 S	1000万円 300 T

（注１）疾病オプション個人タイプは傷害保険個人タイプ、夫婦タイプは傷害保険夫婦タイプ、家族タイプは傷害保険家族タイプに未加入の方は加入できません。
（注２）疾病オプションに新たに加入する場合、または、疾病補償について補償内容を拡大（保険金額の増額、特約追加など）する場合は、必ず裏面の質問事項につき正確にご回答のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。（また必要に応じ、他の項目もモレなくご記入ください。）なお、告知内容によってはお引受けできない場合がございます。

疾病オプション 020 88 欄外◆印参照→	符号 390	被保険者氏名<カタカナ>	続柄 L18	性別 302	※生年月日 323	※年令 H22.12.1時点 303	職業名・職種名 ※ 576	職種コード ※ 312	級別 573	疾病入院 300 572 ①	追加特約 300 572 ①	質問①	質問②	質問③	該当疾病	特定疾病対象外欄（お引受可否）
個人タイプ	ご本人 1	申込人ご本人	①	男①　女②	ⓈⒽ 年 月 日	満 才				1S	1T	はい① いいえ② LKA	はい① いいえ② LKH	はい① いいえ② L1A	A欄① B欄② 5A1	⇒お引受できません。⇒疾病コード 506　疾病名称（カタカナ）（R0の場合のみ記入）507
	ご家族 2	J04		男①　女②	ⓈⒽ 年 月 日	満 才				1S	1T	はい① いいえ② LKA	はい① いいえ② LKH	はい① いいえ② L1A	A欄① B欄② 5A1	⇒お引受できません。⇒疾病コード 506　疾病名称（カタカナ）（R0の場合のみ記入）507
	ご家族 3	J04		男①　女②	ⓈⒽ 年 月 日	満 才				1S	1T	はい① いいえ② LKA	はい① いいえ② LKH	はい① いいえ② L1A	A欄① B欄② 5A1	⇒お引受できません。⇒疾病コード 506　疾病名称（カタカナ）（R0の場合のみ記入）507
夫婦タイプ	ご本人 1	申込人ご本人	①	男①（○）　女②	Ⓢ（○）Ⓗ 21年 10月 1日	満 64才	ムショク	91	A	2S（○）	2T（○）	→				※健康状況告知書質問事項回答欄（いずれかに必ず○印）
家族タイプ	ご本人 1	申込人ご本人	①	男①　女②	ⓈⒽ 年 月 日	満 才				3S	3T	→	対象の人数 下段★印参照	→		ご家族の構成員それぞれについて、すべての質問事項の回答が「いいえ」／いずれかの質問事項の回答が「はい」（○）

★保険始期時点において、疾病オプションの対象となる親族数（生後15日以上満25才未満の方の数）をご記入ください。（本人・配偶者は人数に含みません）。夫婦タイプの場合は記入不要です。

下欄のご記入：　不要　必要

※ 疾病お引受条件欄（健康状況告知書質問事項回答欄で「はい」に該当する方がいる場合、「はい」に該当する方について下欄にご記入ください。）

本人との続柄	「はい」に該当する被保険者名（本人の場合記入不要、カタカナで記入。）			「はい」に該当する質問（該当するすべてに○印）質問1	質問2	質問3	該当疾病	特定疾病対象外欄（お引受可否）
RAA（いずれかに○印）①本人　②配偶者（○）　③親族	512 トウキュウ　ハナコ 513 生年月日（Ⓢ昭和（○）・Ⓗ平成）23年 4月 1日	514 年令 満 62才	515 性別 ①男 ②女（○）	はい① いいえ②（○） LKB	はい①（○） いいえ② LKJ	はい① いいえ②（○） L1B	A欄① B欄②（○） 5C1	⇒お引受できません。 補償されない疾病 517 疾病コード E1 518 疾病名称（カタカナ）（R0の場合のみ記入）ツウフウ
RAB（いずれかに○印）②配偶者　③親族	523 524 生年月日（Ⓢ昭和・Ⓗ平成）年 月 日	525 年令 満 才	526 性別 ①男 ②女	はい① いいえ② LKC	はい① いいえ② LKK	はい① いいえ② L1C	A欄① B欄② 5E1	⇒お引受できません。 補償されない疾病 528 疾病コード 529 疾病名称（カタカナ）（R0の場合のみ記入）

〈ご注意〉「あり」の場合必ずご記入ください。（ご記入のない場合には、「なし」と回答したこととなります。）

※他の保険契約等（注）他の保険会社等における契約を含みます。
同種の危険を補償する他の保険契約等（普通傷害保険、家族傷害保険、傷害疾病保険等をいい、共済契約を含みます。）がありますか。　あり（○）

被保険者氏名	保険種類	死亡・後遺障害保険金額	入院保険金日額 ケガ	入院保険金日額 病気	通院保険金日額 ケガ	通院保険金日額 病気
東急太郎	傷害	1000 万円	2000 円	円	1000 円	円
		万円	円	円	円	円
		万円	円	円	円	円
		万円	円	円	円	円

保険金請求歴（注）他の保険会社等への保険金請求を含みます。
過去３年以内に病気またはケガで保険金（５万円以上）を請求または受領したことがありますか。　あり

被保険者氏名	保険会社	回数	合計金額
		回	円
		回	円
		回	円
		回	円

上記では記入欄が不足する場合には、取扱代理店または引受保険会社にお申し出ください。

※　三井住友海上火災保険株式会社　宛

裏面の健康状況告知書質問事項に対する上記回答は事実に相違ありません。告知内容が事実と相違していた場合、保険契約を解除され保険金の支払を受けられないことがあることに同意します。
「健康状況告知書ご記入のご案内」を受け取り、内容を了解しました。
告知日　平成 22 年 11 月 1 日
告知者ご署名（申込人である団体構成員がご署名ください。）
自署　東急　太郎

●裏面の説明をよくご確認いただき、ご署名願います。

（保険会社使用欄）加入者合計保険料　R50　099

2010.09/AFJ61　DC100931

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、ガイドブック（パンフレット）記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1．保険商品が以下の点で**お客さまのご希望に合致した内容となっていることをガイドブック（パンフレット）・重要事項のご説明でご確認ください。**万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。） 保険金額（ご契約金額） 保険期間（保険のご契約期間） 保険料・保険料払込方法

2．加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。
以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払等に必要な項目です。
内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。
記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

①　皆さまがご確認ください。
・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？ ・加入申込票の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただいていますか？ ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
②　以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。
◆**「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」**ご確認ください。 被保険者（補償の対象者）の範囲はご希望通りとなっていますか？ ◆**「健康状況告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」**ご確認ください。 被保険者（補償の対象者）の健康状況を「健康状況告知」欄に正しくご記入いただいていますか？

3．次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。
・この保険制度に新規加入される場合
・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更など）

傷害疾病保険　健康状況告知書ご記入のご案内

以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。
〈継続加入の場合で、病気を補償する部分について、保険金額の増額など保険責任の加重（＊）がない場合は、改めての健康状況の告知は不要です。なお、現在の健康状況により改めて告知いただくこともできます。〉
（＊）　疾病入院保険金日額の増額、免責期間の短縮、病気を補償する特約のセット　など

1．健康状況告知の重要性
健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。
（注１）　告知時における被保険者の年令が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。
（注２）　家族タイプ、夫婦タイプの場合、被保険者本人となる方がご家族に確認のうえ、ご家族に代わってお答えいただくことができます。
（注３）　被保険者が団体構成員のご家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および同居の親族）である場合は、団体構成員である方が被保険者に確認のうえ、被保険者に代わってお答えいただくことができます。

2．正しく告知されなかった場合の取扱い
「健康状況告知書質問事項」について、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3．書面によるご回答のお願い
・取扱代理店には告知受領権があり、取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
・取扱代理店への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことにはなりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いします。

4．「健康状況告知書質問事項」に該当される場合
「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次のいずれかの取扱いとさせていただきます。
①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。
②ご加入はお引受できません。

5．現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ
※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。
現在の契約を解約・減額し、新たに加入される場合も、新規に加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。したがって、「健康状況告知書質問事項」に該当される場合は新たなご加入ができなかったり、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなることがありますのでご留意ください。

6．保険期間の開始前の発病等の取扱い
ご加入をお引受した場合でも、ご加入時（＊１）より前に発病した病気（＊２）（発病日は医師の診断（＊３）によります。）については保険金をお支払いしません。この場合、健康状況告知に誤りがないとき、または、特定の症状・疾病群について保険金をお支払いしない条件でご加入されたときについても保険金をお支払いしません。
ただし、継続加入である場合で、病気を発病した時が、その病気による疾病入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して１年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
（＊１）　疾病を補償するプランに新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、疾病を補償するプランに継続加入される場合は「継続加入してきた最初の疾病を補償するプランのご加入時」をいいます。
（＊２）　疾病入院の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。
（＊３）　人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

7．その他ご留意いただく点
・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知等を確認させていただく場合があります。
・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続をご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

保険金のお支払い等について

●傷害保険（傷害総合補償保険特約付普通傷害保険・家族傷害保険）

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	死亡保険金	事故によるケガ※のため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 （注）既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	●被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ（普通傷害保険については、保険契約者の故意または重大な過失によるケガも保険金支払対象となりません。） ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒酔い運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ（ただし、「引受保険会社が保険金を支払うべきケガ」の治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。） ●戦争・暴動等によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付ける医学的他覚所見※のないもの ●乗用具※によるレース中（レースに準ずるものおよび練習中を含みます。）のケガ（普通傷害保険であらかじめ所定の保険料を払込みいただいた場合は、補償の対象となります。） ●別記「補償対象外となる運動」を行っている間のケガ（普通傷害保険であらかじめ所定の割増保険料を払込みいただいた場合は、補償の対象となります。） （注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 〈家族傷害保険の場合は下記が追加されます。〉 ●下記「補償対象外となる職業」に従事中のケガ　など 1．補償対象外となる運動 山岳登はん（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗　その他これらに類する危険な運動 （注1）山岳登はん ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。） （注2）航空機 グライダーおよび飛行船を除きます。 （注3）操縦 職務として操縦する場合を除きます。 （注4）超軽量動力機 モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。 2．補償対象外となる職業 オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業
	後遺障害保険金	事故によるケガ※のため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が生じた場合	後遺障害※の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100％～３％をお支払いします。 （注１）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 （注２）既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。 また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	事故によるケガ※の治療※のため入院※（入院に準ずる状態※を含みます。）され、平常の生活またはお仕事ができない場合	［入院保険金日額※］×［入院日数または入院に準ずる状態※の日数］をお支払いします。 （注１）事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院※がお支払いの限度となります。事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金をお支払いしません。 （注２）入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、そのケガ※の治療※のために、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の手術※を受けられたとき	［入院保険金日額※］×［手術の種類に応じてそれぞれ定められた倍率（10倍、20倍、40倍）］をお支払いします。 （注）１回の事故につき、１回の手術に限ります。また、１回の事故につき２種類以上の手術を受けた場合はそのうち最も高い倍率となります。	
	通院保険金	事故によるケガ※のため、平常の生活またはお仕事に支障が生じ、通院※された場合 （注）通院されない場合で、骨折等のケガを被った部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の生活またはお仕事に著しい支障が生じたときは、その日数について通院したものとみなします。	［通院保険金日額※］×［通院日数］をお支払いします。 （注１）事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院※で、90日がお支払いの限度となります。 （注２）平常の生活またはお仕事に支障がない程度に治った時以降の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 （注３）入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 （注４）通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

●すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争・暴動等」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは、宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

※の用語につきましては、後述Ｐ27～Ｐ28をご参照ください。

●個人賠償補償

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任保険金 ・傷害総合補償保険特約 ★ゴルフ・カートによる賠償責任補償特約（傷害総合補償保険特約用）が自動的にセットされます。	次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ①被保険者本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額および判決による遅延損害金、損害防止費用等をお支払いします。 （注１）法律上の賠償責任の額および判決による遅延損害金は、１回の事故につき、個人賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 （注２）損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 （注３）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にあると補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者または被保険者の故意、被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打による損害賠償責任 ●戦争・暴動等による損害 ●地震・噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●他人から借りたり預かったりした物に対する損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ●自動車、オートバイ等の車両（ゴルフ場敷地内のゴルフカートを除きます。）、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など

※の用語につきましては、後述P27～P28をご参照ください。

●携行品補償

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
携行品損害保険金 ・傷害総合補償保険特約	盗難・破損・火災などの偶然な事故により、携行品※に損害が生じた場合	被害物の損害額（被害物の修理費または時価のいずれか低い方が限度となります。）から免責金額※（１回の事故につき3,000円）を差し引いた額をお支払いします。 （注１）損害額は、１個、１組または１対のものについて10万円が限度となります。ただし、乗車券等※または通貨もしくは小切手については１回の事故につき５万円が限度となります。 （注２）保険期間を通じ、携行品損害保険金額がお支払いの限度となります。 （注３）損害による価値の下落（格落損）は損害額には含みません。	●保険契約者や被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と生計を共にする親族の故意による損害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ●自動車等※の無資格運転、酒酔い運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●戦争・暴動等による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震・噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●自然消耗、性質によるさび･かび･変色、ねずみ食い、虫食い、欠陥による損害 ●汚れ・キズ・塗装のはがれ等、機能に支障がない外観上の損傷 ●電気的事故・機械的事故（故障等） ●保険の対象である液体の流出 ●置き忘れ、紛失 ●別記「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 など

※の用語につきましては、後述P27～P28をご参照ください。

●ホールインワン・アルバトロス費用補償

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ・傷害総合補償保険特約 ・ホールインワン・アルバトロス費用補償条項の読み替えに関する特約（傷害総合補償保険特約用）	日本国内において、被保険者が達成した、次の①および②の両方が目撃※したホールインワン※またはアルバトロス※について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。なお対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ・アマチュアゴルファーが、日本国内の９ホール以上を有するゴルフ場※で、パー35以上の９ホールを正規にラウンドし、 ・１名以上の同伴競技者と共に（公式競技の場合は同伴競技者は不要です。）プレー中のホールインワンまたはアルバトロスです。 ①同伴競技者※ ②同伴競技者以外の第三者。具体的には次の方をいいます。 同伴キャディ※、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー　など ただし、次の(a)(b)に掲げる方の目撃は対象となりません。 (a)　帯同者※ (b)　ゴルフコンペ※の参加者 （注）原則としてセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記(a)および(b)の方を除く前記②の方の目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします 達成証明資料※によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に証明できる場合には、前記①②の方の目撃は不要です。	次の費用のうち実際に支出した額をお支払いします。 ・贈呈用記念品購入費用※ 贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカード※は含まれません。 ・祝賀会に要する費用※ ・ゴルフ場に対する記念植樹費用※ ・同伴キャディに対する祝儀※ ・その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用。（ただし、保険金額の10％が限度となります。） （注１）１回のホールインワン※またはアルバトロス※ごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 （注２）他にホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険（ゴルファー保険等）にご加入の場合、被保険者の受け取ることができる保険金は、他の保険の保険金額とこの保険の保険金額のいずれか高い額が限度となります。 （注３）保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書の提出が必要となります。 「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 (a)　同伴競技者※ (b)　同伴競技者以外のホールインワン・アルバトロスの達成を目撃した第三者 (c)　ゴルフ場※の支配人（ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する方） 公式競技で達成されたホールインワン・アルバトロスについては、前記(a)または(b)のいずれかの方の署名もしくは記名・押印は不要です。 達成証明資料※によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に証明できる場合には、前記(b)の署名または記名・押印は不要です。この場合、達成証明資料の提出が必要となります。	●ゴルフ場の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場に使用されている方が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス （注）ゴルフ場に使用されている方には臨時雇いを含みます。 ●日本国外で達成したホールインワン・アルバトロス ●ゴルフの競技または指導を職業としている方のホールインワン・アルバトロス（ホールインワン・アルバトロス費用補償条項に加入できません。） など

※の用語につきましては、後述Ｐ27～Ｐ28をご参照ください。

●家財（生活用動産）補償

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
住宅内生活用動産保険金 ・傷害総合補償保険特約	日本国内における盗難・破損・火災などの偶然な事故により、被保険者の居住の用に供される住宅内に所在する被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する生活用動産※に損害が生じた場合	被害物の損害額（被害物の修理費または時価のいずれか低い方が限度となります。）から免責金額※（1回の事故につき3,000円）を差し引いた額をお支払いします。 （注1）損害額は、貴金属、宝石、書画、骨とう、美術品については、1個、1組について30万円が限度となり、現金・小切手・乗車券等※については、5万円が限度となります。 （注2）保険期間を通じ、住宅内生活用動産保険金額がお支払いの限度となります。 （注3）損害による価値の下落（格落損）は損害額には含みません。	●保険契約者や被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と生計を共にする親族の故意による損害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ●自動車等※の無資格運転、酒酔い運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●自然消耗、性質によるさび・かび・変色、ねずみ食い、虫食い、欠陥による損害 ●汚れ・キズ・塗装のはがれ等、機能に支障がない外観上の損傷 ●電気的事故・機械的事故（故障等） ●保険の対象である液体の流出 ●置き忘れ、紛失 ●楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断・打楽器の打皮の破損・楽器の音色または音質の変化 ●戦争・暴動等による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震・噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●加工を施した場合、加工着手後に生じた損害 ●修理、調理の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ●別記「補償対象外となる主な『生活用動産』」の損害 など

※の用語につきましては、後述P27～P28をご参照ください。

●疾病オプション（団体傷害疾病保険）

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>保険金をお支払いする場合</th><th>保険金のお支払額</th><th>保険金をお支払いしない主な場合</th></tr>
<tr><td rowspan="2">疾病保険金</td><td>疾病入院保険金
（P27（☆）参照）

★特定精神障害補償特約付</td><td>保険期間の開始後（＊）に発病※した病気※の治療※のため、平常の生活またはお仕事ができなくなり、かつ、入院※された場合（以下、この状態を「疾病入院」といいます。）

（＊）病気を補償する継続契約の場合は継続されてきた病気を補償する最初の契約の保険期間の開始後とします。</td><td>[疾病入院保険金日額※]×[疾病入院の日数]をお支払いします。
（注１）疾病入院の日数には以下の日数を含みません。
・入院された日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間※（1,000日）が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数
・１回の疾病入院※について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が疾病入院保険金の支払限度日数※（180日）に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数
（注２）疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。</td><td rowspan="2">●保険契約者や被保険者の故意または重大な過失による病気※
●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気
●アルコール依存、薬物依存等の精神障害およびそれによる病気（＊１）
●戦争・暴動等による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）
●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気
●妊娠または出産（「療養の給付」等（＊２）の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。）
●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付ける医学的他覚所見※のないもの
●加入者証記載の補償対象外の病気（これと医学上因果関係がある病気※を含みます。）
など
（注）　ご加入時（＊３）より前に発病した病気（＊４）（発病日は医師※の診断（＊５）によります。）については保険金をお支払いしません。ただし、継続加入である場合で、病気を発病した時が、その病気による疾病入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して１年以前であるときは、保険金をお支払いします。
（＊１）特定精神障害補償特約（傷害疾病保険に自動セットされます。）のセット後の内容となります。
（＊２）公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。
（＊３）疾病入院を補償するセットに継続加入される場合は継続加入してきた最初の疾病入院を補償するセットのご加入時をいいます。
（＊４）疾病入院の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。
（＊５）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。</td></tr>
<tr><td>疾病手術保険金

★特定精神障害補償特約付</td><td>①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※（1,000日）中に所定の手術※を受けられたとき
②保険期間中に病気の治療のために所定の手術を受けられた場合</td><td>[疾病入院保険金日額※]×[手術の種類に応じてそれぞれ定められた倍率（10倍、20倍、40倍）]をお支払いします。
（注）１回の疾病入院※について同時に２種類以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率となります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">三大疾病診断保険金

★三大疾病診断保険金補償特約

★診断保険金支払後契約の取扱いに関する特約（三大疾病診断保険金補償特約用）</td><td>医師※によって、特約記載の三大疾病（ガン（悪性新生物）※、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。）に罹患、発病※したことが診断され、治療※を開始し、下記支払要件を充足した場合
<table><tr><th>支払事由</th><th>支払要件</th></tr><tr><td>特約記載のガン（悪性新生物）に罹患したこと。</td><td>－</td></tr><tr><td>特約記載の急性心筋梗塞を発病したこと。</td><td>医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を要する状態が継続したこと。</td></tr><tr><td>特約記載の脳卒中を発病したこと。</td><td>医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上言語障害などの他覚的な神経学的後遺障害が継続したこと。</td></tr></table></td><td>三大疾病診断保険金額の全額をお支払いします。ただし、保険期間中１回に限ります。</td><td>疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」（（注）を除きます。）のほか、
●ガン診断時がこの保険契約の始期日（この特約をセットした継続契約である場合には、継続されてきた最初の、この特約をセットした保険契約の始期日）からその日を含めて90日が経過した日の翌日の午前０時より前の場合
●一度保険金をお支払いしたガンの再発・転移によるガン（一度保険金をお支払いしたガンと同じ部位に再発したガンを含みます。）
●一度保険金をお支払いした急性心筋梗塞または脳卒中（これと医学上因果関係がある急性心筋梗塞または脳卒中を含みます。）
など</td></tr>
</table>

※の用語につきましては、後述P27～P28をご参照ください。

●団体傷害疾病保険には、「保険金支払条件等の一部変更に関する特約」が自動セットされるため、上記表の各保険金欄には同特約をセットした後の補償内容を掲載しています。

（☆）　疾病入院保険金

【継続加入いただいた場合のご注意】

継続加入の場合で、疾病入院の原因となった病気（＊１）を発病※した時（医師※の診断（＊２）によります。）がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、疾病入院保険金のお支払額は次の①②の金額のうち、いずれか低い額となります。

①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、継続加入である場合、病気を発病した時が、その病気による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して１年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

（＊１）　疾病入院の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

（＊２）　人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

※印の用語のご説明

●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。

「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。

「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。

「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。

①細菌性食中毒　　②ウイルス性食中毒

（注）中毒症状…継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

〈急激かつ偶然な外来の事故（例）〉

・スキー場で転倒し、骨折した。　・料理中にヤケドをした。　・自宅の屋根を修理中に転落して打撲した。

●「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないものを除きます。

●「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

●「医師」とは、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。

●「治療」とは、医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。

●「入院」とは、治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

●「入院に準ずる状態」とは、両眼の矯正視力が0.06以下になっている場合、両耳の聴力または咀（そ）しゃく・言語機能を失っている場合など普通保険約款記載の状態に該当し、かつ、治療を受けた状態をいいます。

●「支払対象期間」とは、疾病入院保険金の支払対象となる期間をいい、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、「疾病入院」が中断している期間がある場合にはその期間を含む継続した期間をいいます。

●「支払限度日数」とは、疾病入院保険金の支払の限度となる日数をいい、加入者証等記載の期間または日数とします。

●「入院保険金日額」とは、加入者証券記載の入院保険金日額をいいます。

●「所定の手術」とは、病院または診療所で受けた手術（注）で、かつ、普通保険約款に手術名が列挙されている手術をいいます。

補償の対象となる具体的な手術名は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

（注）手術

医師が治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。

●「通院」とは、治療※が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により治療を受けることをいいます。

●「通院保険金日額」とは、加入者証券記載の通院保険金日額をいいます。

●「発病」とは、被保険者以外の医師の診断による発病をいいます。ただし、先天性異常については、被保険者以外の医師の診断によりはじめて発見されることをいいます。

●「病気」とは、被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被った傷害については、病気として取り扱います。

●「疾病入院保険金日額」とは、加入者証等記載の疾病入院保険金日額をいいます。

●「１回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する前に、その疾病入院の原因となった病気（これと医学上因果関係がある病気※を含みます。）によって再度入院された場合には、前の入院と後の入院を合わせて「１回の疾病入院」として取り扱います。

●「ガン（悪性新生物）」には、上皮内新生物を含みます。

●「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。例えば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。

●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

●「酒酔い運転」とは、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等※を運転することをいいます。

●「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。

●「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。

●「親族」とは、６親等内の血族、配偶者および３親等内の姻族をいいます。

●「携行品」とは、被保険者が住宅（敷地を含みます。）外において携行している被保険者所有の身の回り品（カメラ、衣類、レジャー用品等）をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。

●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

●「乗車券等」とは、鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。ただし、定期券を除きます。

●「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、じゅう器、衣服、その他生活に通常必要な動産をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『生活用動産』」を除きます。

●「保険価額」とは、保険の対象に損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。

●「目撃」とは、

①ホールインワン※の場合

被保険者が第１打で打ったボールがホール（球孔）に入ったことをその場で確認することをいいます。

②アルバトロス※の場合

被保険者が基準打数より３つ少ない打数で打った最終打のボールがホール（球孔）に入ったことをその場で確認することをいいます。

●「ホールインワン」とは、各ホールの第１打によってボールが直接ホール（球孔）に入ることをいいます。

●「アルバトロス」とは、各ホールの基準打数よりも３つ少ない打数でボールがホール（球孔）に入ることをいいます。ただし、ホールインワン※の

場合を除きます。

●「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、９ホール以上を有するものをいいます。
●「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン※またはアルバトロス※を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
●「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン※またはアルバトロス※を達成したゴルフ場※に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
●「帯同者」とは、同伴キャディ※以外の方で、被保険者、同伴競技者※またはゴルフコンペ※参加者がゴルフ競技中に帯同するゴルフ競技を行わない方をいいます。
●「ゴルフコンペ」とは、同一ゴルフ場で同一日に複数組でゴルフ競技を行うことを被保険者が他の方とあらかじめ約束して行うゴルフ競技をいい、公式競技を除きます。ゴルフ場への届出の有無を問いません。
●「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワン※またはアルバトロス※の達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。
●「贈呈用記念品購入費用」とは、ホールインワン※またはアルバトロス※を行った場合に、同伴競技者※、友人等に贈呈する記念品の購入代金および郵送費用をいいます。
●「プリペイドカード」とは、被保険者がホールインワン※またはアルバトロス※達成を記念して特に作成したものを除きます。
●「祝賀会に要する費用」とは、ホールインワン※またはアルバトロス※達成の祝賀会に要する費用をいいます。
●「ゴルフ場に対する記念植樹費用」とは、ホールインワン※またはアルバトロス※の記念としてホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場※に植える樹木の代金をいいます。
●「同伴キャディに対する祝儀」とは、同伴キャディ※に対して、ホールインワン※またはアルバトロス※を達成した記念の祝金として贈与する金銭をいいます。

補償対象外となる主な「携行品」／補償対象外となる主な「生活用動産」
補償対象外となる主な「携行品」・「生活用動産」 船舶（ヨット・モーターボート・水上バイク・ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型、携帯電話・ＰＨＳ・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品。義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、動物、植物、有価証券、印紙、切手、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、稿本（本などの原稿）、設計書　など

補償内容の留意事項

●誤解しやすい傷害事故
傷害保険の補償対象となる事故は、急激かつ偶然、外来の三要件が必要となります。次の事例は偶然性・急激性の要件がないため傷害保険の対象とはなりませんので、ご了承ください。
○テニス肘　○ヘルニア　○靴ずれ　○日焼け　○日射病　など
●傷害保険入通院時の保険金についてのご注意
柔道整復師（接骨院、整骨院等）による治療の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、被保険者以外の医師の指示に基づいて行われた治療のみ、お支払いの対象となります。
●１日の内で違うケガにより２カ所以上の病院（診療科）へ通院した場合でも通院保険金日額では重複してはお支払いできません。
●病気とケガの関係について
病気により、ケガの回復が遅れた時は、病気がなければなおったであろう日数を医師に認定してもらい傷害保険金を支払います。例えば、骨の折れやすくなる病気の骨粗鬆等

保険金をお支払する場合に該当したとき

●取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金支払事由（ホールインワンの場合は達成時）に該当した日から30日以内にご連絡がない場合もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

●〈保険金支払いの履行期〉

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（注１）をご提出をいただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（注２）を終えて保険金をお支払いします。（注３）

（注１）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。「代理請求人」が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

（注２）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（注３）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、各引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

〈保険金のご請求時にご提出いただく書類〉

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行うときは、引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、取扱代理店または各引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下書類のうち各引受保険会社が求めるもの

・引受保険会社所定の保険金請求書　・引受保険会社所定の同意書　・事故原因・損害状況に関する資料
・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）　等）
・引受保険会社所定の診断書　・診療状況申告書　・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明明書
・死亡診断書　・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

●〈代理請求人について〉

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者等（以下「代理請求人」といいます。詳細は下記の（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（＊）」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族」
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者（＊）」または「上記②以外の３親等内の親族」
（＊）「配偶者」とは、法律上の配偶者に限ります。

●個人賠償責任保険金の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

ご加入にあたってのご注意

●この保険は東京急行電鉄株式会社が保険契約者となる団体契約です。
●お申込人となれる方は東急グループ各社の退職者です。
●この制度で被保険者（補償の対象者）となれる方の範囲は、東急グループ退職者およびその家族（配偶者、子供、両親、兄弟および本人と同居している親族をいいます。）です。（個人タイプ）
●この制度で記名被保険者（補償の対象者）本人となれる方の範囲は、東急グループ退職者およびその配偶者、子供、両親、兄弟です。（家族タイプ）

●〈自動継続の取扱いについて〉

前年からご加入の皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年同様の基本補償（交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険を除きます。）、傷害オプション、疾病オプションでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。なお、本年は、保険料率改定の影響により、補償内容（保険金額および保険料）が前年と変更になっております。本年の補償内容（保険金額および保険料）はパンフレットＰ17～Ｐ18で確認ください。

●保険金額はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険金額に変更される場合があります。この場合、死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
●個人賠償責任保険金、ホールインワン・アルバトロス費用特約がセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます）が他にあると補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。
●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、（社）日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

〈特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている方へ〉

●現在、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入となっている方は、改めて健康状況告知を行うこと（以下「再告知」といいます。）をご検討ください。
継続加入時に、再告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。
●再告知にあたり、次の点にご注意ください。
◎再告知時の健康状況によっては、継続加入できなかったり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加されたりすることがあります。
◎再告知の結果、無条件での継続加入となった場合でも、保険金のお支払額は、「発病の時点が属する保険契約」と「保険金支払事由が生じた時点が

属する保険契約」それぞれの保険契約の条件で算出した金額のうち、いずれか低い金額となるときがあります。
◎再告知は継続加入時のみの制度であり、保険期間の中途で行うことはできません。
●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

本保険契約に関する個人情報について、各引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。
【個人情報の取扱いについて】
本保険契約に関する個人情報は、各引受保険会社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、各引受保険会社および各引受保険会社のグループ会社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。
ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。
詳細は、三井住友海上ホームページ（http://www.ms-ins.com）または各引受保険会社のホームページをご覧ください。

〈引受保険会社〉
【傷害保険（普通傷害保険、家族傷害保険）】
三井住友海上火災保険（株）（幹事保険会社）、東京海上日動火災保険（株）、日本興亜損害保険（株）、（株）損害保険ジャパン、あいおいニッセイ同和損害保険（株）（なお、各社の引受割合は決定次第ご案内します。）
●この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。
●各引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
●また、三井住友海上火災保険（株）は幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

【団体傷害疾病保険（疾病オプション）】
●この契約は三井住友海上火災保険㈱が単独で引受を行っております。

〔経営破綻した場合等の保険契約者の保護について〕（平成22年９月現在）
・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。
①傷害保険（普通傷害保険・家族傷害保険）
これらの保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から３か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
②団体傷害疾病保険（疾病オプション）
この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金・解約返れい金等は90%まで補償されます。なお、破綻前の事故による保険金は100%補償されます。

おケガの備え、充分ですか？

【とうきゅうグループ退職者向け傷害保険「あんさんぶる」保険金お支払い実例】

	加入タイプ	ケガの内容	保険金支払い日数	お支払い保険金
Aさん	家族	奥様が自宅で清掃中、脚立から転落し、腰部強打。	入院７日・通院６日（手術有）	116,250円
Bさん	家族	奥様がスズメバチに右手を刺され、ショック状態で入院。	入院４日・通院４日	25,000円
Cさん	個人	ご主人が歩行中転倒し、左手骨折。	通院33日	82,500円
Dさん	家族	奥様が転倒し、手を打撲。	通院23日	57,500円
Eさん	家族	ご主人が玄関でつまづき転倒、第一腰椎圧迫骨折。	入院30日・通院18日	157,500円

皆様のお役にたっております!!

1-A-10.1702　2010年９月承認